

◇熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

- (1) 熊本県総合射撃場の使用料の額を次のとおり改めることとした。(第6条関係)
射撃場使用料

区 分			単 位	改 定 前 金 額	改 定 後 金 額
一般使用	クレ射撃場	学生	一人一日につき	300円	780円
		その他の者	一人一日につき	600円	1,560円
専用使用	クレ射撃場		一面一日につき	17,200円	19,000円

- (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

(3) 経過措置

改定後の別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料のついて適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

条 例

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第24号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表第2の3の表に定める額」の次に「(使用料が日額で定められているものでその使用期間が1月未満であるときは、その使用料の額に100分の105を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てて得た額)」を加える。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 法第6条1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区 分	単 位	所 在 地 及 び 金 額			
		熊 本 市	熊本市以外の市	町 村	
電柱	1本1年につき	2,200円	1,600円	1,300円	
電話柱	1本1年につき	1,300円	910円	740円	
支線柱	1本1年につき	100円	70円	57円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	13円	9円	8円	
地下電線その他地下に設ける線類	1メートル1年につき	7円	5円	4円	
変圧塔その他これに類するもの(PHS基地局を除く。)及び公衆電話所	1個1年につき	2,000円	1,400円	1,100円	
PHS基地局	1基1年につき	600円	475円	375円	
郵便差出箱	1個1年につき	840円	590円	480円	
鉄塔	1平方メートル1年につき	2,000円	1,400円	1,100円	
水道管、下水道管、ガス管その他こ	外径0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	67円	47円	38円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル1年につき	100円	70円	57円